

品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金交付要綱

制定 令和4年12月9日区長決定 要綱第232号

改正 令和5年12月6日区長決定 要綱第188号

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰による経営への影響が顕著であり、取引価格・サービス料金への転嫁が困難な区内中小企業者等(トラック・タクシー等事業者・屋形船事業者・釣り船事業者)に対して燃料費の負担軽減を目的として交付する品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金(以下「支援金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 支援金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業
- (2) 貨物軽自動車運送事業
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業
- (5) 旅客不定期航路事業
- (6) 遊漁船業

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、別表に定めるとおりとする。

(交付額)

第4条 支援金の交付額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、区長に対し、品川区電子申請サービスによる申請(以下「オンライン申請」という。)を行わなければならない。

2 オンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力するほか、申請要件を確認することができる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所(法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地)
- (2) 該当する交付対象事業
- (3) 該当する交付対象事業の事業会計年度および年間売上高(税抜)
- (4) 支援金の振込口座
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。

(申請期間)

第6条 前条に規定する申請の受付期間は、令和6年1月22日から同年3月15日までとする。

(交付・不交付決定)

第7条 区長は、第5条に規定する申請を受理した場合は、速やかに内容を確認のうえ、交付の可否を決定し、支援金交付決定通知書(第2号様式)または支援金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者(第5条の規定により申請した者をいう。以下同じ。)に通知する。

(交付方法)

第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)への支援金の交付は、交付決定者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(決定の取消し)

第9条 区長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 支援金を他の用途に使用したとき。

(支援金の返還)

第10条 交付決定者は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分についてすでに支援金の交付を受けているときは、直ちに支援金を返還しなければならない。

(検査)

第11条 交付決定者は、区長から支援金交付事業における報告、立会検査等の求めがあった場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年1月1日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

交付対象者	交付額																								
<p>次に掲げる要件をすべて満たす者。</p> <p>1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、品川区内に主な事業所を置いている法人または品川区内に住民票上の住所もしくは事業所所在地がある個人事業主であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 1つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している中小企業者</p> <p>(2) 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者</p> <p>(3) 役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している中小企業者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者</p> <p>2 第2条各号に掲げる交付対象事業のいずれかの事業を令和5年1月1日以前から営んでいること。</p> <p>3 交付申請時において、法律に基づく事業に必要な許可、認定、資格等をすべて有していること。</p> <p>4 品川区に対する債務等の支払が滞っていないこと。</p> <p>5 支援金を燃料費に充てること。</p>	<p>次の表に定める交付対象事業および年間売上高の区分に応じた支援金を交付する。</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1064 355 1115 400">分野</th> <th data-bbox="1115 355 1494 400">交付対象事業</th> <th data-bbox="1494 355 1850 400">年間売上高（税抜）</th> <th data-bbox="1850 355 1975 400">交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1064 400 1115 635" rowspan="3">運輸</td> <td data-bbox="1115 400 1494 480">(1) 一般貨物自動車運送事業</td> <td data-bbox="1494 400 1850 480">3,000万円未満</td> <td data-bbox="1850 400 1975 480">10万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 480 1494 528">(2) 貨物軽自動車運送事業</td> <td data-bbox="1494 480 1850 528" rowspan="2">3,000万円～15,000万円未満</td> <td data-bbox="1850 480 1975 528">20万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 528 1494 576">(3) 一般乗用旅客自動車運送事業</td> <td data-bbox="1850 528 1975 576">20万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 576 1494 635">(4) 一般貸切旅客自動車運送事業</td> <td data-bbox="1494 576 1850 635">15,000万円以上</td> <td data-bbox="1850 576 1975 635">40万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 635 1115 794" rowspan="2">水産</td> <td data-bbox="1115 635 1494 715" rowspan="2">(5) 旅客不定期航路事業 (6) 遊漁船業</td> <td data-bbox="1494 635 1850 715">1,000万円未満</td> <td data-bbox="1850 635 1975 715">10万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1494 715 1850 794">1,000万円以上</td> <td data-bbox="1850 715 1975 794">20万円</td> </tr> </tbody> </table>	分野	交付対象事業	年間売上高（税抜）	交付額	運輸	(1) 一般貨物自動車運送事業	3,000万円未満	10万円	(2) 貨物軽自動車運送事業	3,000万円～15,000万円未満	20万円	(3) 一般乗用旅客自動車運送事業	20万円	(4) 一般貸切旅客自動車運送事業	15,000万円以上	40万円	水産	(5) 旅客不定期航路事業 (6) 遊漁船業	1,000万円未満	10万円	1,000万円以上	20万円		
分野	交付対象事業	年間売上高（税抜）	交付額																						
運輸	(1) 一般貨物自動車運送事業	3,000万円未満	10万円																						
	(2) 貨物軽自動車運送事業	3,000万円～15,000万円未満	20万円																						
	(3) 一般乗用旅客自動車運送事業		20万円																						
(4) 一般貸切旅客自動車運送事業	15,000万円以上	40万円																							
水産	(5) 旅客不定期航路事業 (6) 遊漁船業	1,000万円未満	10万円																						
		1,000万円以上	20万円																						
	<p>備考</p> <p>1 申請者が区内に複数の事業所を有する場合等においても、申請は1事業者1回限りとする。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症拡大への事業への影響を考慮し、年間売上高は、最近5カ年内のいずれか1会計年度の年間売上高とする。</p>																								

品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金交付申請書

品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて以下のとおり支援金の交付を申請します。

		法人の方はこちら			個人の方はこちら			
申請者	法人名	フリガナ			氏名	フリガナ		
	代表者肩書 代表者氏名				屋号			
	法人番号		資本金 (万円)					
	本社住所	〒			自宅住所	〒		
	▼本社が区外の場合は、区内の事業所所在地をご記入ください。				▼自宅住所が区外の場合は、区内の事業所所在地をご記入ください。			
	事業所所在地	〒			事業所所在地	〒		

■法人・個人事業主 共通項目

運輸業	※ 複数の事業を営んでいる事業者の方は、全てにチェックをしてください。					
	<input type="checkbox"/> 一般貨物自動車運送事業（トラック事業者）	<input type="checkbox"/> 貨物軽自動車運送事業（軽貨物運送事業者）				
	<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業者）	<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）（介護タクシー事業者）				
	<input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業者）					
水産業	<input type="checkbox"/> 旅客不定期航路事業（屋形船事業者）	<input type="checkbox"/> 遊漁船業（釣り船事業者）				
従業員数 (人)		創業 (年)		品川区での事業開始時期 (年)		
申請する 会計年度	年	月	～	年	月	※最近5ヵ年（2019年1月～2023年12月）内のうち、上記対象事業において最も売上が高い会計年度期間を記載してください。

↑ 上記期間における年間売上高をそれぞれ記載してください。

会社全体の 年間売上 (税抜)	円	対象事業における 年間売上 (税抜)	円
-----------------------	---	-----------------------	---

↗ 複数事業を営んでいる場合は、上記でチェックした事業のみの年間売上を記載してください。

振込口座 情報	金融機関名						
	コード						
	支店名						
	コード						
	口座種別 ※いずれかにチェック	<input type="checkbox"/> 普通		/ <input type="checkbox"/> 当座			
口座名義							
口座番号 (7桁)							

担当者	氏名		電話		メールアドレス	
-----	----	--	----	--	---------	--

■アンケート

Q. 本支援金の募集情報をどこでお知りになりましたか。（複数選択可）

- 品川区ホームページ パンフレット・チラシ 区メールマガジン FAX 職員からの紹介 金融機関からの紹介
 知人・職場関係者からの紹介 その他 ()

第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

品川区長 印

品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金
交付決定通知書

金額	百	十	万	千	百	十	円

年 月 日付で申請のあった品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金について、上記のとおり交付することを決定したので通知します。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金 不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

<不交付となった理由>